

# 「高野合戦」攷

——鎌倉末期政治史の一齣——（一一）

山陰 加春夫

第二に真国荘。

永仁二（一二九四）年七月二十五日の「金剛峯寺諸衆置文案」<sup>〔45〕</sup>によれば、石走荘荘官（＝石走村公文）志賀野入道信正は、同年六月に神野市場において「諸衆御使」たる天野社長床衆に狼藉を働き、その罪科によって翌月の七月に諸衆・長床衆双方から同荘荘官職を改易されていることが知られる。石走荘とは、真国荘内の石走村一村の別称で、正嘉～弘長（一二五七～六四）年間以後、当村一村だけを限つて、実際上の本家を金剛峯寺諸衆（＝衆徒正員。広義の学侶。学衆と非学衆とを含む）、領家を天野社長床衆（＝長床山臥等）とした荘園（村落）である。<sup>〔46〕</sup>ちなみに、真国荘内の他の一村――真国村と志賀野村――は、おそらくは承久三～嘉禄三（一二二一～二七）年以降、事実上、金剛峯寺諸衆の一円支配下にあつたと推定される。<sup>〔47〕</sup>

つぎに、正安一（一二三〇〇）年八月 日の「金剛峯寺諸衆置文案」<sup>〔48〕</sup>によれば、同月、同寺諸衆一同は、永仁二年の「置文」に記された信正の罪科の内容をもう一度確認したうえで、

（前略）於彼庄<sup>〔石走莊〕</sup>官職者、諸衆・長床衆相共永被改易畢。（中略）尽未來際不可有改転之由、先年之

1 「高野合戦」攷（山陰）

置文明白也。今又依諸衆一同御評議、重置文之状、如件、

と重ねて定め置いていることがわかる。

さらに、乾元二（一二三〇三）年二月 日の「石走村公文藤原氏女訴狀」<sup>49</sup>（以下、史料I）には、

右当村者、為真國郷内之間、惣郷公文職之外、全非別符之所帶。然間、惣郷安堵之上者、不可有子細之処、  
〔石走村〕  
 長床衆等、寄事於左右、限當村、不可令還補由申之。且背理致、且違契狀。<sup>50</sup>彼契狀之起者、（中略）依之、御  
 山被達宿訴、長床知行當村。是併祖父誓心之忠節也。然間、長床及懃懃之契狀、於公文職者子々孫々不  
 可有相違由申之。此上者、惣郷雖不令安堵、當村者輒難改補。雖有諸衆御勘發、長床者契約不可忘。而寄  
 事於左右、闕申安堵之條、理致不可然。長床申趣者、兩方大衆霍執之時、日輪寺衆徒向長床、有阿党故也云々。  
 此条以衆徒之阿党、不可懸于氏女。々々全不令存知也。設雖有不忠之子細、蒙諸衆御免上者、長床独不  
 可有其憤。況氏女不令存知亡父、又無不忠。乍令安堵惣郷、何不被許一村之還補哉。所詮、且被宥誓心奉  
 公、且任契狀之道理、還補不可有相違由、為蒙御成敗、粗勒状、如件、

（傍線＝引用者、以下同様）

云々とあって、同月、信正の娘と考えられる藤原氏女が、金剛峯寺諸衆宛に、

（一）乾元二年二月以前のある時期に、「諸衆御勘發」を受けて、（おそらくは信正が帯していたところの）真國郷（莊）惣郷公文職が改易されたこと、

（二）けれども同年二月までに、「諸衆御免」を蒙つて、（信正の息女たる氏女が「亡父」信正におそらくは成り代わって）同郷惣郷公文職に還補されたこと、

（三）しかしながら同年二月に至つても、同郷内の石走村一村に限つては、（同村の領家たる）長床衆等が言を左右にして（同村公文職への）

還補を認めないこと、

（四）ついては、「祖父誓心」が正嘉・弘長年間に「御山」と長床衆とのために尽くした奉公の忠節、ならびに（長床衆が弘長三年に誓心に与えた）丁寧な契状の道理に鑑みて、石走村公文職への「還補不可有相違由」の成敗を蒙りたきこと、

等々のことを訴えていることが知られる。

さて、右の一連の経過を考察するならば、志賀野入道信正は（永仁二年六月に引き起こした前述の事件等をおそらくはその契機として）同年七月ごろに金剛峯寺諸衆から（石走村公文職のみならず）真国郷（莊）の惣郷公文職までもが改易されたこと、けれども信正の娘氏女は、正安二年八月以後（乾元二年二月以前のある時期に、「亡父」信正に成り代わって「諸衆御免」を受け、同郷惣郷公文職に還補されたこと、等々のこと）が推定できるのではないであろうか。

ちなみに、別の史料によつて、弘長三（一二六三）年正月当時の真国莊（石走村）公文には信正の父誓心が<sup>51</sup>、文永八（一二七二）年六月十七日当時の同莊（惣郷）公文には信正の兄と考えられる藤原信兼が<sup>52</sup>、弘安六（一二八三）年ごろの同莊（石走村）公文には志賀野次郎（信正）が<sup>53</sup>、そして正和四（一二三四）年十二月一日当時の同莊（惣郷）公文には信正の息女氏女が<sup>54</sup>、それぞれ補任されていたことが判明する。

ところで、信正の父誓心は、注（53）所引・「信兼言上状案」に、

件石走村者、真国郷之内也。而去貞応之比歟、号鞆淵之堺内、自八幡相語當國守護代、無故令打取當村、空送數十年之處、去正嘉年中之比、長床衆等欲經訴訟、可令同心之由、令申間、亡父誓心令領狀致沙汰之刻、鞆淵神人等、伺隙亂入當村、令刃傷殺害數輩、山臥畢、所殘長床衆引退真国郷之間、誓心等相具山臥、入部石走村、追出神人、鎮狼藉之條、世以無隱。凡惡党等（=鞆淵神人等）令亂入事、數箇度也。毎度令防返之條、豈非誓心忠功哉。床衆争不被存知哉。爰宮寺失為方之余、企謀訴之日、誓心令上洛、還訴申神人惡行之次第、數箇度。令付六波羅殿御教書於宮寺、剩山臥為神人被殺害之子細、申開之、令執進守護代証狀之間、神人等恐自科止濫訴畢、仍長床知行無相違是併誓心之忠也、

（パーゲン内の注記=引用者、以下同様）

とあることから察せられるように、西国御家人の一人であった。また、永仁元（一二九三）年八月十一日に六波羅使節に任じられたことが知られる「貴志次郎入道<sup>55</sup>」とは、本項で縷述した志賀野次郎入道信正その人であったと考えられる。

ここで再度、史料Aに戻つて、当該「高野合戦」の内実をさらに考察することにしたい。

第一に注目したいのは、史料A・披陳状本文の①のパラグラフに記されている荒川莊公文職、真國莊志賀野村下司・公文職おののおのに関する両記述と、同史料・具書案中の④・④・⑥のパラグラフに載せられている調月莊東・西、三毛莊、荒川莊公文職、真國莊内、それぞれに関する各記載である。

前項3・4で不十分ながら行つた検討を踏まえるならば、右の各記述中みえる荒川莊公文・三毛莊地頭「三毛六郎入道心淨」は、正応四（一二九二）年九月に源為時＝僧法心が断罪を要求した「悪行人」の一人、「紀伊国御家人」<sup>〔58〕</sup>「荒川庄沙汰人三毛六郎入道心淨」に、調月莊「下司・公文孫三郎」は、同月に金剛峯寺衆徒が同じく断罪を要請した「悪党」の一人、西國御家人・調月「孫（弥イ）三郎良信」に、そして真國莊志賀野村下司・公文「貴志次郎入道（信正）」は、永仁一（一二九四）年七月に金剛峯寺諸衆・長床衆双方から同莊石走村公文職を改易された西國御家人・「志賀野入道信正」に、それぞれ比定できるのではないであろうか。<sup>〔59〕</sup>

また、右の各記載中みえる「富樫介入道定照」は在京人（籌屋守護人）、他方、「侯野八郎入道（寂一）」・「閑藏人（頼成）」兩人は六波羅奉行人であったことが、すでに先学の研究<sup>〔60〕</sup>によつて明らかである。そして前掲・史料Bによれば、このうちの富樫介入道定照は、永仁四（一二九六）年十月二十六日に鎌倉幕府から「度々召取惡党張本之賞」として、「紀伊国三毛入道心淨・同七郎左衛門尉盛氏跡」を与えたことが知られる。

さて、以上に述べた二つの私見を主たる論拠とし、前掲・小山説の(3)・(4)に留意し、そして鎌倉幕府法・追加法二〇条の「諸国御家人跡、為領家進止之所々御家人役事。（中略）若又当知行輩、於其咎出来者、以御家人役勤仕之仁、可被改補之由、可被執申候」云々との規定、ならびに笠松宏至氏の「中世では（中略）犯罪人の財産は警察権行使者の所有になるのが通例であつた」云々との指摘などを参照するならば、当該「高野合戦」とは、（前掲・小山説の(2)でも、同・高橋説の(1)でもなく、むしろ）

「志賀野入道信正」が真國莊石走村公文職を改易された永仁一年七月以降、「富樫介入道定照」が「心淨・盛氏跡」を獲得した同四年十月

以前のある時期に、紀伊国西北部で展開された、鎌倉幕府方による広域的な「悪党」（ないしは「悪行人」）追捕行動、をその内実としていた可能性が大きいのではないであろうか。

第二に注視したいのは、史料A・披陳状本文の②のパラグラフに記されている、つぎのような記載である。

加之寺領庄官可追放之由就関東御事書為丹後前司御使追放之刻阿豆河庄地頭職称寺領一円〇庄貢  
掠入御使之間捧代御下文等令言上子細之時就被経注進為五大院六郎左衛門尉奉行如永仁六年八月七日関東御下知者湯浅金迦羅丸申紀伊国河豆川庄事如注進状者帶関東代御下文所見也早止追放之儀可安堵本職云々

他の史料から、

(一) 阿氏河荘がまだ法的には高野山金剛峯寺領となつていない正応三(一二九〇)年三月二十日、同荘の地頭湯浅淨智は、同寺に対し、早くも「高野山領紀伊国阿豆川庄事、為大師御手印地之上者、於所務者可停止新儀非法」し、云々と記した「請文」を提出していること。<sup>63)</sup>

(二) しかしながら、遅くとも乾元二(一二三〇三)年閏四月までに、両者はすでに険惡な間柄になつてしまつてゐること。<sup>64)</sup>

が判明すること、および右の②のパラグラフ引用文中に、

(三) 同パラグラフ引用文・傍線部分にみえる事件が、永仁六(一二九八)年八月以前に起つたものであること、が明記されていること、等々のことを勘案するならば、右の②のパラグラフ引用文・傍線部分に載せられている事件とは、実は当該「高野合戦」のことを指している可能性が大きいように思われる。然りとせば、同「合戦」の内実について、さらにつぎのように述べることができよう。すなわち、

当該「高野合戦」とは、永仁二年七月以降、同四年十月以前のある時期に、「寺領庄官可追放之由」を記した「関東御事書」<sup>65)</sup>が六波羅探題に通達され、それを受けた同探題は、丹後前司(=六波羅評定衆長井茂重?)、六波羅奉行人俣野八郎入道(寂)、同奉行人関蔵人(頼成)、そして在京人(籌屋守護人)富樫介入道定照らから成る使節を紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿氏河等の各荘に派

遣し、同地域に巣くう「悪党」（ないしは「悪行人」）たちを次々に「追放」した事件である、  
というように……。<sup>⑥7)</sup>

## 6

さて、前項5での考察が幸いにして認められるとするならば、当該「高野合戦」のヨリ詳細な対象地域は何処何処であつたのであろうか。また、それらの地域が対象地域になつた所以は那辺にあつたのであろうか。さらに、同「合戦」によつて、ヨリ具体的には誰々がどのように断罪された（あるいは、されなかつた）のであろうか。以下、さらに推定に推定を重ねることになるが、これらの点についても検討しておくことにしたい。なお、以下の考察に先立つて、あらかじめ、とくに留意しておきたいことは、当該「高野合戦」の核心史料たる史料Aに記されているのは、同史料の史料的な性格上、同「合戦」前後の時期の、

(一) 「縁起中心不知行所」（＝「御手印縁起四至内の地」のうちで、高野山がいまだかつて知行したことのない諸莊園）の動静  
と、

(二) 「高野山当知行」（＝「同縁起四至内の地」のうちで、同山が今、現実に知行している諸莊園）内に存在する「重代御家人所職」の動  
向

とにすぎず、したがつて、当該時期の、「御手印縁起四至外の地」の動静と、「同縁起四至内の地」の非御家人・凡下の動向とについては、別途、究明が必要である、ということである。

第一に、当該「高野合戦」のヨリ詳細な対象地域、もしくはそれらの地域が対象地域になつた所以について。

史料Aに載せられている同「合戦」関係地域は、一応つきの四つのグループに分けることができる。

- (a) 荒川荘、調月（吉仲）荘、三毛荘。
- (b) 真国荘志賀野村。

- (a) 前項3でも少し触れたように、荒川莊と調月（吉仲）莊とは、正応四（一二九二）年九月に金剛峯寺衆徒が（東寺一長者を通じて）武家に断罪を要請した殿原源為時（＝僧法心）、同聰源八義賢、西国御家人調月新三郎良光、同子息孫三郎良信らが居住した（ないしは籠居する）地域、また、同じ荒川莊と三毛莊とは、同年九月に僧法心（＝源為時）が（延暦寺を通じて）公家・武家両家に断罪を要請した西国御家人三毛六郎入道心淨らが所職を有する（ないしは居住する）地域であった。<sup>68</sup> したがって、この(a)グループに属する三つの莊園が当該「高野合戦」の対象地域になつた所以は、何よりも正応四年九月以来の金剛峯寺衆徒側、僧法心側双方の訴訟合戦にこそある、ということができよう。然りとせば、注(20)所引・同年九月「金剛峯寺衆徒訴状案」、および注(21)所引・同月「悪党交名注文案」中にみえる金毘羅次郎義方、同親類悪八郎家基両名が居住した（ないしは逃げ籠もる）名手・東荒見・桂田の各莊や、注(29)所引・同月「僧法心訴状并具書案」中にみえる金剛峯寺檢校權律師以下の寺僧が集住する高野山上もまた、同「合戦」の対象地域となつた可能性を考えることができよう。
- (b) 真國莊志賀野村は、前項4でみた志賀野次郎入道信正の本拠地であったと目される。したがって、同村が当該「高野合戦」の対象地になつた理由は、おそらくは、永仁二（一二九四）年七月以後、永仁四（一二九六）年十月以前のある時期に成された、金剛峯寺衆徒側の（信正の断罪を目的とした）訴訟提起にある、ということができよう。
- (c) (ア) 小倉莊は、注(41)所引・正応四年十二月「僧法心重申状案」に、
- 心淨之親類并所從等、去弘安之比、於當國小倉莊、就致強盜大犯、被下六波羅殿御教書、御沙汰炳焉之間、雖令逃散、無御免之處、狂又還住于本宅、弥好惡行之上者、云當時大犯狼藉、云先年強盜、爭可遁重科哉、<sup>69</sup> と記されている莊園であつて、この引用部分に注目して、使節は「心淨之親類并所從等、去弘安之比、於當國小倉莊、就致強盜大犯」への再「審檢」のために同莊の莊堺まで赴いた、と理解するならば、同莊が当該「高野合戦」の対象地になつた所以は、根元的には「弘安之比」の当莊の莊園領主金峯山側の（三毛六郎入道心淨らの断罪を目的とした）訴訟提起に、直接には正応四（一二九二）年九月の僧法心の同目的の訴訟提起に、それである、ということができよう。

また、(イ)史料A・具書案中の④のパラグラフ・「小倉庄東・西」の項の「貴志孫三郎」との人名を注視して、同人を志賀野次郎入道信正の縁者と把握するならば、同荘が同「合戦」の対象地になった理由は、むしろ永仁年間の金剛峯寺衆徒側の（信正らの断罪を目的とした）訴訟提起に求めることができよう。

さらに、(ウ)同「小倉庄東・西」の項の「於貴志孫三郎分者、高野合戦御沙汰之刻、金峯雖申子細、」も、云々との記載を重視するならば、「高野合戦御沙汰之刻」の当荘の莊園領主金剛峯山側の駆け込み的な訴えの結果、同荘が同「合戦」の対象地として追加された、とも考えることができよう。

右の(ア)～(ウ)のうちのいづれが真実であったのかについては、もとより確かめる術がない。今は、(ウ)の可能性がやや高いのではないか、と考えておくことにしたい。

(d) 阿氏河荘が当該「高野合戦」の対象地になつた理由は、前注<sup>(65)</sup>で闡説したように、金剛峯寺衆徒側の（阿氏河荘地頭の断罪を目的とした）事前の訴訟提起（ないしは「追放之刻」の使節の「掠入」）にある、ということができる。<sup>(66)</sup>

第二に、当該「高野合戦」によつて断罪された（あるいは、されなかつた）者たちの内訳、ならびにその具体的な刑罰内容について。

(a) 荒川荘、調月（吉仲）荘、三毛荘、名手荘、高野山上、その他。

(ア) 金剛峯寺衆徒が訴えた「悪党」、ならびに同与力扶持人。

史料A・前掲④のパラグラフ・「調月庄東・西」の項によつて、「追放」されたことが判明するのは、前述したように、西国御家人・調月「孫（弥イ）三郎良信」ただ一人である。けれども、正和三（一二三四）年二月二十八日の「金剛峯寺諸衆評定置文」<sup>(72)</sup>には、

定置 荒川庄陀羅尼田東山垣内式拾歩事

右、弥四郎<sup>（原傳時）</sup>入道之没収田東山垣内廿歩者、去弘安年中、<sup>（祐宗）</sup>遍明院寺務之時、所被寄附于御影堂陀羅尼田也。  
而先年、三毛入道心淨、為庄官勸賞地之由、雖申之、依為奸訴、被<sup>レ</sup><sub>三</sub><sup>二</sup>弃置畢。雖然、不悔前非、不憚後惡、彼垣内廿歩者、宛<sup>レ</sup><sub>二</sub>賜於庄官之旨、去年十二月、頻又就訴申、被交合御影堂陀羅尼田支配帳、心淨之謀訴令露顯之条々内、先被寄進彼地於陀羅尼田事者、弘安八年也。如<sup>下</sup><sub>二</sub>称支証所進之宛文者、正應四年也。然者、嚴密

被寄附于御影堂陀羅尼田之後、首尾送七ヶ年。争悔還可宛賜於山下庄官哉。<sup>是</sup>。次如心淨申者、彼垣内甘歩田者、為庄官勸賞地云々。而所被籠置御影堂没収田支配帳云、庄官分東山垣内畠山野等一所々。作畠山野書載之外、更甘歩田地宛賜之由、所不見也。<sup>是</sup>。次弥四郎入道之妻女跡者、心淨賜之旨就申、被糾明刻、称亀鏡、所備進之宛文仁賜妻女跡之由、曾不載。是如此、云年紀相違、云条々奸謀、為眼前矯飾之上者、云々とあつて、正応四（一二九一）年から二十三年後の正和三年ごろに、(1)「弥四郎入道之没収田東山垣内甘歩」、および(2)「弥四郎入道之妻女跡」の帰属が、金剛峯寺諸衆—（荒川莊公文）三毛六郎入道心淨間であらためて問題になつてることが知られる。右の史料その他から、三毛六郎入道心淨は、(1)・(2)を（同人の正応四年七月二十六日夜と同年九月八日の二度に亘る源為時「召進」行動に対する）「庄官勸賞地」であると主張し<sup>(75)</sup>、他方、金剛峯寺諸衆は、(1)は（弘安八年の同寺自身の検断の結果、「没収点定」した「殺害人之私領」のうちの）「御影堂陀羅尼田」「寄進」分に他ならないと論断するなどしていることが窺われる<sup>(76)</sup>。分に他ならないと論斷するなどして、このように、正和三年ごろに(1)・(2)の帰属が（諸衆—為時・妻女間ではなく）諸衆—心淨間であらためて問題になつていることを雄弁に物語ついているのではないであろうか<sup>(77)</sup>。そしてその直接の契機が、おそらくをついに許されることなく、荒川莊から姿を消していくことを雄弁に物語ついているのではないであろうか<sup>(78)</sup>。は当該「高野合戦」にあつたであろうことをも暗示しているのではないであろうか。右の「評定置文」は、同「合戦」によつて、（西国御家人・調月「孫（弥イ）三郎良信」のみならず）注（21）所引・正応四年九月「悪党交名注文案」、ならびに注（36）所引・同年十一月「下人權八秋広男白状案」等所掲の元荒川莊住人源為時、元名手莊住人金毘羅次郎義方以下の非御家人・凡下たちの多くが「追放」された可能性の高いことを、言外に示唆しているように、筆者には思われるのである。

ただし、注（21）所引・同年九月「悪党交名注文案」中にその名が記されている調月「新三郎良光」については、前項3でも少し触れたように、永仁六（一二九八）年正月ごろ、栗栖莊の「近隣地頭・御家人七人」の一人として、変わることなく（？）活動していることがわかる。もしかすると、同「交名注文案」、ならびに注（36）所引・「白状案」等所載の西国御家人たちのうち、同「合戦」によつて「追放」されたのは調月莊「下司・公文孫三郎」良信ただ一人で、その他の西国御家人は断罪を免れたのかもしれない（むろん真相は不明である）。

(イ) 僧法心（＝源為時）が訴えた「殺害・放火等悪行人」。

史料A・前掲①・④・⑥のパラグラフ、および史料Bによつて、「追放」されたことが確認できるのは、西国御家人「荒川庄沙汰人三毛六郎入道心淨」とその弟<sup>(7)</sup>「七郎左衛門尉（盛氏）」二名だけである。したがつて、注（29）所引・「交名注文案」所掲の荒川莊「下司（平野）寂俊」や「加賀七郎」らが「追放」されたかどうかはわからない。

さて、問題は、同「交名注文案」に載せられている「高野山住侶（＝金剛峯寺衆徒）」十八名が、はたして当該「高野合戦」によつて断罪されたかどうかである。以下、この点について、いささか考察しておこう。

同「交名注文案」には、つぎの同寺衆徒十八名の仮名・階位名が掲げられている——仮名等の下に付したカッコのなかは、他の史料から判明する当該衆徒のフル・ネーム（仮名十実名）、住坊、そして荒川莊との関係など——<sup>(8)</sup>。

- (1) 檢校權律師（見蓮房明玄。修禪院<sup>(8)</sup>）、(2) 対俊、(3) 物俊（物俊房長藝<sup>(8)</sup>）、(4) 尊脫阿闍梨（尊脫房頼成。遍明院）、(5) 専仏阿闍梨（專仏房義満）、(6) 円觀阿闍梨（円觀房勝深）、(7) 俊良阿闍梨（俊良房覺尊。同人は弘安八年十二月当時の荒川莊預所<sup>(83)</sup>）、(8) 蓮日阿闍梨（蓮日房長任。蓮乘院）、(9) 想脫（相達房頼審？）、(10) 願俊（実名＝良算、または賢澄。この兩人は、ともに正応三年八月当時の荒川莊住人源八義賢の請人<sup>(84)</sup>）、(11) 長延<sup>(85)</sup>、(12) 観俊、(13) 賢俊、(14) 修脫、(15) 智性（智性房道藝<sup>(86)</sup>）、(16) 如俊、(17) 円覺（円覺房長実<sup>(87)</sup>）、(18) 勝忍（勝忍房教算。御影堂預<sup>(88)</sup>）。

けれども、彼ら十八名は、当該「高野合戦」によつて断罪された形跡はまったくない。たとえば注（80）所引「血脉中院」によつて、(8)の蓮日房長任が、……永仁元（一二九三）年十月、同三（一二九五）年四月、正安元（一二九九）年五月、同年七月と、自坊蓮乗院において弟子たちに、変わることなく中院流の伝法灌頂を授けていることが知られるのである。<sup>(89)</sup>

そもそも、正応四（一二九一）年十月二十三日に、「日吉大行事彼岸所末寺高野寺々僧訴事。綸旨副具書如此。子細見状急可被弁申之由」を記した注（30）所引・「東寺長者御教書」が、金剛峯寺検校宛に発せられ、これを受けた金剛峯寺衆徒等が、同年十一月に、注（20）所引・「陳狀」を公家方に提出してより以降、公家・武家両家から当該「高野山住侶」十八名に対して、何らかの措置が講じられたことを示す明確な徵証が一切ない——わずかに、正応四年（？）十一月に延暦寺内において、「僧法心申金剛峯寺住侶并荒河庄沙汰人等放火・殺害等事。重申狀副具書如此候。任道理可有尋御沙汰之由」の衆議がなされていること<sup>(90)</sup>や、同五年二月に僧法心が、「三毛六郎入道心淨并金剛峯寺僧徒等放火・殺害・追捕条々惡行篇於國難糾明

子細事」を六波羅探題宛に「注進言上」していること、等々の事実が知られるとはしてま(91)。

永仁二～同四（一二九四～九六）年に立法されたと推定される「関東御事書」には、「寺領庄官可追放之由」が載せられていたと考えられること〔注（65）参照〕や、注（42）所引の「武家檢斷權は、……本來的に朝廷及び本所の檢斷權に屬する場……には介入し得ず」云々との羽下徳彦氏の指摘などを勘案するならば、当該「高野山住侶」十八名を断罪すべき旨を記した伏見天皇の「違勅綸旨」は、ついに鎌倉幕府方宛に発給されることはなかつたのではないか。

(b) 真国莊志賀野村。

前述したように、史料A・前掲①・⑥のパラグラフなどによつて、西国御家人・「志賀野入道信正」が「追放」されたことが判明する。その他に知られる点はない。

(c) 小倉莊。  
(d) 阿氏河莊。

史料A・前掲②のパラグラフ・「小倉庄東・西」の項によつて、阿氏河莊の地頭某、ならびに小倉莊の貴志孫三郎は、ともに「帶 関 東 代 ミ 御 下 文 所 見」なるによつて（あるいは「任 關 東 不 易 御 下 文 等」せて）結局のところ「追放」を免れたことがわかる。けれども、これらの鎌倉幕府（関東）の裁断が、彼らが（史料Aの右の両パラグラフに記されているとおり）「帶 關 東 代 ミ 御 下 文」びていた故に成されたものであつたのか、それとも「所 犯 之 条、：：： 無 分 明 証 拠」き（鎌倉幕府法・追加法五三三条の文言のみを借用）がためであつたのか、については、必ずしも判然としない。今は、それら両方の理由の故に、と考えておきたい。(92)

以上、本項の第二では、総じて、

- (一) 正応四年九月以来の金剛峯寺衆徒側、僧法心側双方の訴訟合戦は、当該「高野合戦」によつて、双方ともに、それぞれかなりの数の「交名人」たちが「追放」される、という結果を迎えたであろうこと、
- (二) その際、西国御家人の一部（？）と非御家人・凡下の多くは「追放」されたが、「高野山住侶」十八名は断罪を免れたとみられること、
- (三) なお、同「合戦」において、「關 東 不 易 御 下 文 等」を所持する西国御家人（ないしは地頭・御家人）たちも「追放」対象となつたが、彼

らは「帶 関 東 代 ミ 御 下 文」<sup>92</sup> びていた故に（あるいは「所犯之条、…無分明証拠」<sup>93</sup>きがために）結局のところ断罪を免れたこと、等々のこと推測した。

なお、当該「高野合戦」によつて断罪された者たちの、身分々々に応じた具体的な刑罰内容については、十分にはわからない。今は、鎌倉幕府法・追加法五三三<sup>94</sup>～三兩條、同二一〇条・本稿四頁引用部分、同七〇五条等々が参考できるのみ。<sup>95</sup>

## 7

以上、六項に亘つて、『鎌倉時代末期に紀伊国西北部地域で起つた「高野合戦』とは、いつたいどのような事件であつたか』、という一小テーマについて考察した。極めて多くの紙数を費やしながらも、明らかにできた点のあまりに少ないと、内心恥に入るばかりである。

ただ、本稿での検討が、その基本部分において当を得ているならば、当該「高野合戦」は、今後の研究上、つぎのような価値を有する事例である、ということができよう。すなわち、

(一) 同「合戦」は、「違勅縊旨・院宣が成立した」伏見親政期<sup>94</sup>の只中で行われた、鎌倉幕府方による広域的な「悪党」(ないしは「悪行人」)追捕行動であつて、同事件は、かかる公・武連携の「悪党召し取りの構造」が現実にどのように機能したのか、が多少なりとも窺える最初の事例の一つに他ならない」と。

(二) 同「合戦」は、結末が不明であることの多い各地の「悪党」事件群に比して、その最終的な帰趨を、かなりの程度知りうる、数少ない事例の一つであること。

近年、外岡慎一郎氏の一連の研究<sup>95</sup>によつて、『六波羅〈両使〉制』の実態が豊かに解明されつつあることは周知のとおりである。けれども、その『〈両使〉制』をさらに補完する役割を担うべく期待された『探題被官・在京人らの畿内近國検断活動』等については、いまだ十分な法制史的位置付けが与えられているとはいえない<sup>96</sup>。本稿は、その後者の『検断活動』の実態の一端を究明すること目的としたものであ

るが、もとよりその成否は識者の判断に委ねる外はない。

また、本稿・1～6の本文や同・注（71）・（89）等の拙い諸記述からも窺われるよう、永仁年間、紀伊国北部の寺院内部や在地社会は、すでに文字通り内乱前夜ともいべき状況下にあった。同時期、同地域の全階層は、それぞれの思惑もあらわに、おののめざすところを実現すべく、いつそう激しく動き始めていたのである。このような地域社会の状況に対し、鎌倉幕府は、如何なる対応を試み、それが如何なる効果を挙げえたか（もしくは挙げえなかつたか）、このことをヨリ「構造的に動態的に解析・総合すること」<sup>(47)</sup>こそが、当該時期の政治史構築の最重要課題の一つであることは言を俟たない。本稿がそのための一助になることができれば幸いである。

## 注

（45）

『高』之四、又続宝三四一三七）。

（46）

正嘉二年六月 日「天野社長床衆等言上状案（金剛峯寺諸衆宛カ）」

（『高』之一、宝三八一四四四）、弘長三年正月 日「長床衆契状案（実際上の宛所は石走村公文誓心房カ）」（『高』之七、又続宝八六一一五八八）、年月日未詳〔ただし乾元一（一二三〇）年ごろ〕「長床衆等陳

状案（金剛峯寺諸衆宛カ）」（『高』之一、宝三八一四五）など。

（47）

承久三年十月二十四日「後高倉上皇院宣（金剛峯寺検校覺海宛）」（『高』之一、宝三二一一六七）、嘉禄三年九月九日「六波羅探題北方 修理

権亮北条氏請文案（執權北条泰時宛カ）」（『高』之七、又続宝八七一一六一二）、弘安八年九月 日「金剛峯寺寺領注文写」（紀伊統風土記）第五輯（卷之四十九）一三〇（一頁所載）史料A・前掲①・⑥のパラグラフなど。

なお、真国莊の伝領関係、ならびに同莊内各村の現地比定について

は、江頭恒治「紀伊国神野・真国莊の研究」（同『高野山領莊園の研究』

臨川書店、一九七一年、初版は一九三八年）、服部英雄「未來年号の

世界から――日付に矛盾のある文書よりみた莊園の様相――」（『史学

雑誌』九二一八、一九八三年）、そして『角川日本地名大辞典』30

和歌山県』「石走村」・「志賀野」・「真国」の各項等をあわせて参照。

（48）

『高』之一、宝三八一四四六。

ちなみに、注（45）ならびに本注所引の両「置文案」は、ともに注（46）所引・年月日未詳「長床衆等陳状案」の副進文書と同一内容の「案文」であると考えられる（むろん当該両「置文案」が、同「陳状案」の副進文書そのものであった可能性もある）。

（49）

『高』之七、又続宝八七一一六二三。

（50）

同契状の「案文」＝注（46）所引・弘長三年正月「契状案」。

（51）

信正のこのような「不法行為」の背景には、同人の真国莊内におけ

る領主制展開の運動があつたと推定される。この点については、不十分ながら拙著『中世高野山史の研究』（清文堂出版 一九九七年）第

五章二六一～七頁を参照されたい。

（52）

注（46）所引・同月「契状案」。

（53）

同日「神野・真国・猿川三箇莊官等連署起請文」（『高』之一、宝

## 三八一四四七)。

なお、信兼・信正間の兄弟関係は、つぎのような事実の存在によつて証明される。すなわち、年月日未詳〔ただし弘長三(一二六三)年正月以後、弘安六(一二八三)年十一月以前〕の「石走村公文藤原信兼言上状案」(『高』之七、又続宝八七一六一九)、ならびに弘安六年ごろの「(石走村)公文志賀野次郎(信正)申状」(同年十二月二十日、「金剛峯寺諸衆下文案(石走村公文所宛)」(『高』之七、又続宝八六一一五九八所載)に「部引用」において、信兼・信正双方が、ともに「亡父誓心」と記していること。

ちなみに、注(46)所引の弘長三年正月「契状案」、ならびに本注所引の弘安六年十二月「下文案」は、ともに前掲・史料Iの副進文書と同一内容の「案文」であると考えられる(むろん当該・両案が、同・史料Iの副進文書そのものであった可能性もある)。

(54) 注(53)所引・同年十二月「下文案」。

(55) 同日「真国・猿川・神野三箇莊官連署起請文」(『高』之一、宝三八一四五〇)。

(56) 当該「言上状案」引用文・傍線部分にみえる誓心の、(ア)「領家長床衆に成り代つての」六波羅探題に対する訴訟の提起(イ)六波羅御教書の「宮寺」への持參、(ウ)六波羅法廷における「山臥為神人被殺害」之子細」の陳述、(エ)同探題への「守護代証状」の「執進」め、といつた一連の行為は、いずれも彼が「幕府法上当事者能力を有する」「地頭御家人」(羽下徳彦・注(9)所引論文)一五頁)であったが故に果たし得た行動と考えられる。

ちなみに、たとえば注(24)所引・永仁六年八月「関東下知状写」には、「如雜掌申狀者……之由雜掌訴申尋明可注進之旨弘安十年九月十日賜御教書」(ハ六波羅探題宛の関東御教書)、進上六波羅究訴陳畢。(中

略)」云々とあつて、(右のイ)、(エ)ともども、当時の鎌倉幕府管轄の裁判においても、「利益を得ようと望む」側の訴訟当事者(ないしはその代理人)が幕府方発給文書の運び手となるのが一般的であったと推察される。なお、「中世文書の当事者主義は、権利を保証する文書の保管、発給、伝達、執行までの行為すべてに貫かれていた」という論点そのものに関する研究史については矢田俊文「戦国期幕府・守護の発給文書とその機能」(河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版、一九九六年)三三五、六頁を参照。

(57) 同日「六波羅施行状案」(和歌山県史 中世史料二)「歎喜寺文書」九七号の口)。

(58) 前掲・史料G参照。

(59) 以上の人名比定のうち、「三毛六郎入道心淨」については今井林太郎・注(29)所引論文九五、六頁に、また「貴志次郎入道(信正)」については、注(51)所引・拙著第五章二七八頁、注(72)に、それぞれすでに指摘がある。

(60) 「富樫介入道定照」については、杉橋隆夫・注(2)所引紹介、塚本とも子「鎌倉時代篭屋制度の研究」(『ピストリア』七六、一九七七年)などを、また、「俣野八郎入道(寂一)」・「関藏人(頼成)」については、森幸夫「六波羅探題職員ノート」(『三浦古文化』四二、一九八七年)、同「六波羅探題職員ノート・補遺」(『國學院雑誌』九一一八、一九九〇年)などを参照。

なお、注(51)所引・拙著第五章二七七頁七、八行目において、関藏人(得宗被官カ)と解したのは失考である。右、森幸夫氏の考察に従い、本文のごとく訂正する。

(61) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年)。以下に引用する鎌倉幕府法の条文番号・本文は、すべて同書のそれらに拠る。

(62) 同「闕所」（『日本史大事典 第二巻』平凡社、一九九三年、初出は一九八四年）。

(63) 同請文の「案文」、『高』之五、又続宝四一一七〇四に所載。

(64) 同月 日「淨智申状」〔嘉元〕年十月 曰「金剛峯寺衆徒申状案」（『高』之六、又続宝七九一四五五）などに引用）。

(65) 永仁一三四（一二九四九六）年に「寺領庄官可追放」之由」を定めた「関東御事書」が独自に立法されたのか、はたまた、ここにみえる「関東御事書」とは、実は正応三永仁三（一二九〇）九五）年に立法されたと推定される「関東平均御式目」—鎌倉幕府法・参考資料補九、同一九に所引。なお、同「式目」に関しては近藤長成一・注(20)所引論文三一一二頁を参照——そのものに他ならなかつたのが、については必ずしも判然としない。今は、前掲・史料C中みえる「就合戦事・関東御教書」（宗家事／法名淨智）に、当該「関東御事書」に密接に関連する内容が記されてい成一・注(20)所引論文三一一二頁を参照——そのものに他ならなかつたのが、については必ずしも判然としない。今は、前掲・史料C中

にみえる「就合戦事・関東御教書」（宗家事／法名淨智）に、当該「関東御事書」に密接に関連する内容が記されてい

た可能性が高いことなどを勘案して、一応前者の可能性が高いと判断しておきたい。

ちなみに、この「就合戦事・関東御教書」の「正文」を金剛峯寺が所持していたこと——この点については前掲・史料Cを参考照——は、「阿豆河庄地頭職称寺領一円庄官掠入御使」れた（史料A・②）主体、すなわち、（阿豆河庄地頭の断罪を目的とした）事前の訴訟提起者（ないしは「追放之刻」の使節の「掠入」者＝手引き者）が、同荘の本家円満院宮側ではなく、金剛峯寺側であった可能性の大きさを示唆している。

また、建治三（一二七七）年十二月の段階で、阿豆河庄の領家寂楽寺（法印某）は、すでに同「荘の領有を放棄して高野山の知行に委ねようとする意図を持つていた〔仲村研・注(13)所引論文九九一〇頁〕。このことは、「阿豆河庄地頭職称寺領一円庄

官、掠入御使」れた主体が寂楽寺であつた可能性のほとんどないことを教示していよう。なお、河野通明氏は、当該・法印某を寂樂寺別当宰相法印任快に比定している。「阿豆河庄をめぐる寂樂寺と円満院——片仮名言上状成立背景の再検討——」（中世寺院史研究会編『中世寺院史の研究』上、法藏館、一九八八年）三〇〇頁）。

(66) 当該・丹後前司がはたして六波羅評定衆長井茂重であつたかどうかについては、何ら確証がない。今は、「尊卑分脉」第四篇一〇一頁の

長井「茂重」の箇所に、「丹後守／六波羅評定衆」との記載があること、および佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」（同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九六〇年）一二九一三〇頁に、「長

井氏には丹後守になつたものが多い」との指摘があること、の二点を参考にして、一応右のごとく推定しておく。

なお、長井氏については、この他に、小泉宣右「御家人長井氏について」（高橋隆三先生喜寿記念論集「古記録の研究」統群書類從完成会、一九七〇年）、ならびに森幸夫「六波羅評定衆考」（小川信先生古稀記念論集「日本中世政治社会の研究」統群書類從完成会、一九九一年）を参照。

(67) ちなみに、当該「関東御事書」が六波羅探題に通達されるより前に（あるいは、当該使節の紀伊国入部以前に）、伏見天皇側から「違勅綸旨」が鎌倉幕府宛に発給されたかどうか、については不明。今は、それに類した（ないしは、そのような）幕府死の授權（あるいは委任）があつたと考えておく。

また、当該使節の紀伊国入部に際して、同國の守護代、國上使、地頭・御家人らが同行したかどうか、についても不明。けれども、(ア)元応元（一二三九）年に「悪党」追捕のために播磨国に派遣された使節——ちなみに、同使節は、探題被官、六波羅奉行人らから成っていた——の事例（鎌倉幕府法・参考資料補一四に所見）や、(イ)元亨四(一)

(三三二四) 年一月ごろに発布された「使節事」に関する法令（同・参考資料五一に所引）の内容、などを勘案するならば、当該使節の紀伊国入部に際して、同国の守護代、國上使、地頭・御家人らが同行することを命じられた可能性を考えることができよう。ただし、（前掲・史料C、ならびに史料A・前掲②のバラグラフから推察されるごとく）当該使節が帶していたと思われる「追放対象者リスト類」中に「紀伊國上使」「阿河莊地頭湯浅淨智の名が記されていた可能性のある点は、注意されるところである。

なお、以上の点については、注(61)所引・『中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法』四一三頁・補注一〇三、網野善彦「鎌倉幕府の海賊禁庄について——鎌倉末期の海上警護を中心にして」（同『悪党と海賊——日本中世の社会と政治』法政大学出版局、一九九五年、初出は一九七三年）、高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」（同『中世の都市と武士』吉川弘文館、一九九六年、初出は一九八九年）

（三頁）、そして近藤成一・注20所引論文などを参照。  
 (68) 注(20)所引・正応四年九月「衆徒訴状案」、注(29)所引・同月「僧法心訴状并具書案」、史料A・前掲④のバラグラフ・「三毛庄」の項

など。  
 (69) この「……再『実檢』のために同荘の、堺まで赴いた」という点そのものについては、下澤敦「鎌倉幕府法令から眺めた『悪党』並びに鎌倉幕府の『悪党』検断に関する諸問題」（『法制史研究』43、一九九四年）二二三—二三頁を参照。

(70) ちなみに、高橋修氏は、上山氏所蔵「湯浅氏系図」に依拠して、「貴志孫三郎」を信兼（信正の兄）の孫、兼宗に比定している（同・注(5)所引論文三三頁）。ただし、「信兼の子（兼宗の父）、行兼（法名淨宗）」（同前「系図」参照）が、建武五（一三三八）年閏七月十日「足利將軍家御教書」（康永四（一三四五）年七月十七日「足利直義袖判下文」

（和歌山県史 中世史料一）「御前家文書」二一三号）中にみえる人物であることを考えると、当該・人名比定がはたして妥当かどうか、（ありえないことではないとしても）若干の疑問なしとしない。

(71) 注(24)所引・永仁六年八月「関東下知状写」、同七年三月 日「粉河寺衆徒連署定状」（和歌山県史 中世史料二）「興國寺文書」一三三号（＝旧「粉河寺誓度院文書」）その他によれば、永仁五（一二九七）年七月十八日以前に、（おそらくは紀伊国栗栖荘の莊園領主粉河寺住侶、ならびに徳大寺公孝家側の訴えを受けた）鎌倉幕府方によって、同荘公文・刀禰（自称・同荘地頭・公文＝御家人）昌田法橋が、湯橋四郎入道願蓮との「合戦狼藉」の咎を事由として断罪され、その跡には地頭として六波羅奉行人・侯野八郎入道寂一が補任されたことが知られる。しかしながら、右の断罪が当該「高野合戦」の一環として行われたかどうかは、定かでない。

(72) 「高」之二、続宝六一一六五。

(73) 「御影堂陀羅尼田支配帳」。文明十五（一四八三）年五月 日の「金剛峯寺年預櫃寺役帳目録」（『高』之三、続宝五五一四九二）にみえる「陀羅尼田本帳並支配帳」（参考）『高』之八、又続宝二三七一一九三〇）、ないしはその「原形」が、これに該当するか。

(74) 「所被籠置御影堂没収田支配帳」とは、弘安八年十一月八日の「荒川莊為時・光綱没官田畠支配状」（『高』之二、続宝六一一五三・続宝七一一九二）を指すか。

(75) ちなみに、僧法心（＝源為時）は、前掲・史料Fにおいて、「（正応四年に金剛峯寺住侶等が）分領（僧法心の）所帶名田、結（同寺の）新加供僧、云々」との非難を行っている。したがって、かかる心淨の正応四年の「庄官勸賞地」云々との主張そのものが全くの虚偽であったとは（東山垣内廿歩が同「勧賞地」の一所に該当するかどうかは別として）必ずしもいきれない。

(76) この諸衆の論断の内容については、注(74)所引・弘安八年十二月八日「没官田畠支配状」、および同日「御影堂陀羅尼田寄進置文」（『高

之』、「続宝六一一二二」）をもあわせて参照。

(77) ちなみに、注(72)所引・正和三年「評定置文」からは、つぎのようなことも窺われる。すなわち、

① 注(73)所引・年預櫃納置（？）帳簿（「御影堂陀羅尼田支配帳」）、ならびに注(74)所引・御影堂納置文書（「没収田支配帳」）が、それぞれ「照合点検用の原簿」として機能していること。

② 金剛峯寺は、当該案件の真相の究明のために、心淨「所」進之宛文の控を寺庫から探し出して参考しようと決してしていいこと——ただし、同寺が同「宛文」の控を作成・保管していたかどうかについては不明。また、心淨の訴えが文字通りの「奸訴」であった場合には、（同控がそもそも存在するはずがないのであるから）「探し出して参考しようとしない」のは当然——。

その意味では、同「評定置文」は、（一）当該時期の同寺が、「寺家の構成員たちに対する既存権益を再保証しうるような文書・帳簿保管システム」をすでにある程度整備していたこと、（二）しかしながら同時期の同寺は、「同システム」を莊家の構成員たちの既存権益保護のためにも活用しようとは、もとより考えていなかつたようと思われること、等々のことが確認・推測できる好個の一史料でもあるということができよう。

(78) すでに佐藤和彦氏は、注(72)所引・正和三年「評定置文」を参考して、「この置文から荒川荘の悪党事件は、為時側の敗北に終つたものと推測してよいであろう」と記し（同・注(22)所引論文一五〇頁）、また本多隆成氏も、同様に、「これからすれば、悪党事件は為時（法心）の没落をもつて終つたとおもわれる」と述べている（同・注(22)所引論文三五頁）。筆者は（後にも述べるように）荒川荘の「悪党」事件

が為時側の一、方的な敗北に終つたとは考えていないが、同「置文」が為時の没落を示唆する史料であるとみる一点においては、兩氏と見解を同じくするものである。

(79) 「七郎左衛門尉（盛氏）」が心淨の弟、あつたであろう点については、小山靖憲・注(4)所引叙述七六九頁を参照。

(80) 以下の実名比定等の考察にあたつては、とくに断りのないかぎりは、『高野山検校帳』（『高』之七、又続宝九四一六六一）、ならびに「血脉中院」（『続真言宗全書』一二五）を参照。

(81) 『紀伊続風土記』第四輯六八六頁をもあわせて参照。

(82) 弘安八年五月二日「僧長藝田地并下人去狀」（『高』之三、続宝六七一七三九）。

(83) 注(76)所引・弘安八年十二月「寄進置文」をもあわせて参照。

(84) 正応三年八月七日「大法師良算・同賢澄連署請文」（『高』之七、又続宝八四一五四二）をもあわせて参照。

(85) (1)長延房と後掲（16）如俊房の両名の仮名は、正応六年「最勝講論義配文」（『高』之八、又続宝一二六一九〇〇）に、それぞれみえる。

(86) 徳治二年正月晦日「入寺道藝御影堂陀羅尼田畠寄進狀」（『高』之二、続宝六一一二八）。

(87) 正和二年五月二十一日「僧長実御影堂陀羅尼田寄進狀」（『高』之二、続宝三一一二四）、元応二年五月 日「僧知心御影堂陀羅尼田畠寄進狀」（『高』之二、続宝四一六三）。

(88) 勝忍房教算については、注(51)所引・拙著第一章八一～三頁の注(59)を参照されたい。なお、当該・拙著では書き漏らしたが、教算の死去は元応二（一三二〇）年五月以前のことである（注(87)所引・「僧知心御影堂陀羅尼田畠寄進狀」）。

(89) ただし、永仁（一二九三～九九）年間、高野山上では、史料上、少なくとも一つの重大事件が出来ていたらしいことが窺われる。すな

わち、

(一) 永仁二(一一九四)年、時の金剛峯寺検校・執行蓮乗院長任が、わずか「治山三ヶ月」で当該両職を辞任しており〔注(80)所引・「高野山検校帳」第七十八代検校執行長任の項〕、背後に何か尋常ならざる事情があつたことが推定されること。

(二) 同六(一一九八)年四月十八日、「高野山衆徒頼成・頼審以下八人并長満罪名事。依<sub>二</sub>當山重宝返納之忠、所<sub>二</sub>有免除也」云々と記した「関東御教書」(『高』之一、宝四七一五三八)が六波羅両探題宛に発給されており、同月以前に当該・金剛峯寺衆徒九名が、鎌倉幕府の検断沙汰の対象になるような何らかの事件を引き起こしていたことが推察されること。

けれども、(一)について、①「東寺長者補任(広本)」(『続々群書類從記』第二)・卷第三・永仁二年条の大僧正禪助の項、②前掲・「高野山検校帳」第八十一代検校執行長任の項、そして③「高野春秋編年輯錄」(『大日本佛教全書』)卷第九の同二年三月日、同年秋七月八日両条などを参照するならば、長任の永仁二年三月の両職辞任は東寺一長者禪助の恣意的な「改易」によるものであつたようである。右の①、②によれば、同年七月日に禪助は「依<sub>二</sub>高野訴訟」つて「辭<sub>二</sub>寺務」し、他方、同六年九月一日に長任は「依<sub>二</sub>衆徒之命」つて「還<sub>二</sub>補檢校職」されていることがわかる。

また、(二)について、④「季最勝講所談注文」(『高』之八、又統宝一二六一九〇二)・永仁三、四兩年条(⑤前掲「東寺長者補任(広本)」卷第三・永仁五年条、⑥同五年五月十八日「日輪寺重宝渡物日記」(『高』之二、統宝一〇一一四三)、そして⑦同六年四月二十七日「六波羅奉行人奉書案(探題被官・渋谷左衛門尉宛)」(『高』之一、宝四七一五四〇)などを参照するならば、「高野山衆徒頼成・頼審以下八人并長満」の罪科は、「永仁二(一一九五)年・同五(一一九七)年正月ごろの之所

金剛峯寺衆徒(惣寺カ)——同寺子院・日輪寺衆徒間の確執——に関連してのものであつたようである。右の⑤には、「正月廿四日、高野日輪寺法印良阿(良和カ)、打入御影堂、飛行三古(鉛)以下重宝等取之。御影引破之云々」とあつて、(永仁三年ごろから生起していた)金剛峯寺惣寺方——同寺子院・日輪寺方間の確執が、永仁五年正月ごろ、頂点に達し、その結果、同月二十四日の良和、頼成以下の御影堂「打入」り事件が「刑事案件」とが推定される。同事件は、大伝法院方の根来の地への一斉退去後に生じた、金剛峯寺衆徒内部の新たな矛盾の一つの噴出であつたとみられる。日輪寺は、たとえば文明五(一四七三)年の「高野山諸院家日記」(『続真言宗全書』四二)西院(ニ西院谷)(墾道南北)の項に、「日輪寺(俊慶アサリ建立)」とある子院であり、良和は、弘安九(一四八六)年八月日の「於院僧者至慈尊之出世、不可許<sub>二</sub>帰住」ることなどを定めた「金剛峯寺衆徒契狀」(『高』之三、統宝五一一四八二)に、阿闍梨位第六三膳として、その名のみえる僧侶である。また彼は、「釈論十二鈔私記」・宝永三年板本・跋文(『真言宗全書』七、一四三~四四頁)。

なお、前掲・史料I・傍線部には、「長床申趣者、両方大衆霍(確)執之時、日輪寺衆徒向長床、有<sub>二</sub>阿党故也云々。此条以<sub>二</sub>衆徒之阿党、不<sub>二</sub>可<sub>二</sub>懸<sub>二</sub>于氏女。々々全不<sub>二</sub>令存知也」とあり、かつ、乾元二年二月日の「石走村公文藤原氏女重訴狀」(『高』之七、又統宝八七一六二四)には、「於<sub>二</sub>両方衆徒御霍(確)執者、氏女不<sub>二</sub>相<sub>二</sub>縉<sub>二</sub>上、或根本或与力、皆以安堵。何限氏女可<sub>二</sub>漏御裁許哉。以<sub>二</sub>衆徒之阿党、懸<sub>二</sub>申不知子細<sub>二</sub>之氏女<sub>二</sub>条、殆無雜貽(怠カ)之所

見歟」とあって、この惣寺一日輪寺間の確執が、長床衆や膝下莊園官脇らをも巻き込んだものであつたであろうことが推察される。

以上、多くの紙数を費やしたが、これを要するに、(一)は、あくまで、も東寺一長者(＝金剛峯寺座主)一同寺衆徒間の寺内紛争であり、また(二)は、永仁五年正月二十四日以降、同六年四月十八日以前に鎌倉幕府に訴え出られたと推定される「刑事案件」であつて、ともに当該「高野合戦」の対象となつた案件とは無関係であったことが明らかである。

ちなみに、右の(7)などにその名がみえる(相達房)頼審は、正応四年当時、「伝法院之田地没収之沙汰人」であった。彼は、このころ、金剛峯寺領(大伝法院領を除く)膝下諸莊園内に存在する「伝法院之田地」没収の統括者として、膝下各莊の公文所から「……之田地、為伝法院地由之注文」を受け取るなどの活動を行つていたのである(以上、(同年?)十一月日「円聖房・善位房訴論具書」(『高』之五、又続宝四一一七一五)。なお、注(25)所引・同五年三月「僧隆藝文書注文」には、「一 伝法院上田注文七通」と記されている)。

また、「贈僧正宥範發心求法縁起」(『大日本史料』第六編之十六、六二五)四三頁所載)は、永仁二年の高野山上の様子を、「彼御山、折節本寺・別所確執事有、合戦砌ナレバ、諸院家之談議等更無。皆々 閉門シタル躰有ケル間」云々と記しており(同六二七頁)、「本寺・別所確執」の実態は不明ではあるものの、永仁年間の高野山上の騒然とした様子の一端が看取される。

(90)

同月十三日「權少僧都成印書状」(『高』之一、宝四七一五四五)、「同札紙書」(『高』之一、宝二一一六五)。

(91) 注(34)所引・同月「僧法心重申状案」。

(92)

鎌倉幕府法・追加法六八条・本文冒頭にも明言されているとおり、「西國御家人は所領安堵の関東下文をもたないのがむしろ一般的であつた」[佐藤進一「鎌倉幕府政治の專制化について」(同『日本中世史論

集] 岩波書店、一九九〇年、初出は「一九五五年」九九頁]。かかる一般の西國御家人と「帶関東代ミ御下文」びる西國御家人(ないしは地頭・御家人)との間に、幕府法の実際的な適用上、いかなる差異があつたのか(あるいはなかつたのか)、については、今後さらなる考究が必要である。

(93) この点については、下澤敦・注(69)所引論文一二七一二二頁をもさせて参考。

(94) 近藤成一・注(20)所引論文三五頁。

(95) 「六波羅探題と西国守護——〈兩使〉をめぐつて——」(『日本史研究』二六八、一九八四年)、「鎌倉末・南北朝期の守護と国人——『六波羅・兩使制』再論——」(『ヒストリア』一三三、一九九一年)、「使節遵行と在地社会」(『歴史学研究』六九〇、一九九六年)など。

(96) 代表的な専論として、網野善彦・高橋慎一郎・注(67)所引両論文などを挙げうるにすぎない。

また、たとえば新田一郎「檢断沙汰の成立と檢断システムの再編成」(西川洋一他編『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、一九九五年)においては、鎌倉時代の、①「一次的檢断システム」(『職の体系』の上に構成された個々の局所的な檢断システム)、②「二次的檢断システム」(一次的檢断システム)「を外部から補完する守護檢断のシステム」、そして③「六波羅(兩使)制」(「二次的檢断システムとしての」守護檢断「の機能を、……現地周辺の有力者によつて補完せしめるシステム」)の三者については的確に位置付けられているが、(4)「六波羅(兩使)制」をさらに補完する「探題被官・在京人らの畿内近国檢斷活動」等については、その評価が、同氏の論理中から、すっぽりと抜け落ちている。

筆者は、同氏の、鎌倉時代末期の「沙汰」を経た個別の授權による社会的認知の

調達を必要とした段階から」、南北朝期～室町時代の「制度化された職権としての社会的認知が成立した段階へと、守護検断のシステムが漸次成熟していくことが窺われる」、との指摘（同前論文八四頁）は、大筋としては、そのとおりであると考えるが、この「守護検断のシステムが漸次成熟していく」ことの要因として、（同氏の指摘する）「室町幕府の守護職權拡大政策」という（ファクター以外に、それとちようど表裏の関係をなすところの）

室町幕府は、鎌倉幕府が最後まで懸命に試みた（探題被官・在京人の畿内近国検断活動的な活動を、半ば意識的にサポートージュした（ないしは、敢えて放擲した）、というファクターをも付け加えるべきではないか、すなわち、室町幕府のかかる“半ば意識的なサポートージュ”が、かえつて、「守護領國制」の進展を促進した（さらには、鎌倉時代中、末期以来の「悪党」訴訟をも激減させた）という側面もあるのではないか、と思量している。（以上の点については、別の機会に詳述したく考えている。）

(97) 注(51)所引・拙著序論二二頁。

〔追記二〕 前稿（二）二三二頁八～九行目の記述を、本稿（二）での考察に従つて、つぎのとく書き改める。

永仁年間に、紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿氏河等の各莊に、六波羅探題から評定衆・奉行人・在京人（籌屋守護人）から成る使節が派遣され、同使節等によつて当該地域に集くう「悪党」（ないしは「悪行人」）たちが次々に「追放」された、

〔追記二〕 前稿（一）三三二頁・注（8）の「正鵠を得た」の五字の上に、「おおむね」という四字を書き加える。

〔追記三〕 前稿（一）三四二頁・注（25）・下段二五行目の「……基づいてい

る。」のあとに、つぎの文章を付加する。

また、鎌倉幕府法・追加法六八条に、「……但（西國御家人が）為「本所」現「奇怪」蒙「其咎者」可レ謂勿論歟。然者、（西國御家人からの）訴訟出来之時、各触「申本所」可レ被<sup>三</sup>申罪科之有無於関東者也」云々とある点も、あわせて参照。」

〔追記四〕 一九九七年三月の紀州中世史研究会（仮称）において、海津一朗氏から、「丹生文書」（東大影写本）中に、つぎのような案文がある旨の御教示を得た。

異国降伏御祈事。参<sup>一</sup>詣丹生社、可レ令レ致<sup>二</sup>祈精候。依<sup>レ</sup>仰執達如件。  
永仁二年四月廿日

（北条宣時）  
（北条貞時）  
相模守判

中納言<sup>（能海）</sup>法印御房  
〔鎌倉殿奉行衆下文〕

追仰

今度紀州御合戦御祈禱事別而可抽<sup>一</sup>精誠<sup>二</sup>旨、

同仰所也。

右の御教書と追而書とが接続し、かつ追而書にみえる「紀州御合戦」が当該「高野合戦」を指すとすれば、同「合戦」は、鎌倉幕府方によつて行われた「公戦」で、その決行時期は永仁二年四月二十日以後であつたことが確認される。（以上、海津氏の御厚意に深謝する。）

なお、それならば、何故に阿氏河莊地頭某がこの「公戦」を「高野（こうや）合戦」と呼んだのかがあらためて問題となるが、今は、その主要な対象地域が、荒川、名手、真国各莊等の金剛峯寺領膝下諸莊園群であったが故に、と考えておきたい。

〔キーワード〕「高野合戦」、六波羅探題、「悪党」  
(一九九七年十月、原稿作成了)